

前橋地方裁判所委員会（第２２回）議事概要

1 日時 平成２４年６月２２日（金）午後１時３０分～午後３時３０分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

新井啓允，内山充，梅澤徹，小川恵子，神谷保夫，清水和夫，鈴木克昌，田中俊之，
中井國緒，中村京子，西口元（説明者），羽鳥進一，半田靖史，三好幹夫（委員長）

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長佐野寛次，民事首席書記官橋本健，刑事首席書記官久川三紀
夫，事務局次長杓水一隆，総務課長大沼剛，総務課課長補佐渋谷紀道，総務課庶務係
長小林沙恵子

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員裁判」及び「労働審判制度」）

5 議事経過

○ 「裁判員裁判」の意見交換に先立ち，委員長から，裁判員裁判の実施状況について説明があった。

（委員長）

本日は「裁判員裁判」及び「労働審判制度」をテーマとして意見交換をする。まず，裁判員裁判だが，学識経験者委員の方々には，５月２８日と６月１１日のいずれかに裁判員法廷を冒頭から半日間，傍聴していただいた。５月２８日の事件は，民家に押し入って，９０歳と６０歳の２人の女性をガムテープ，ビニールひも，手錠などを使用して縛り上げ，現金強奪は失敗したが，２週間から４週間の打撲傷を負わせた強盗致傷等の事案（以下「強盗致傷事件」という。）である。この事件は，その後，有罪認定がされ，懲役１０年の刑が言い渡された。６月１１日の事件は，認知症の症状が出始めた父親を踏み付けたり，金属製の水筒で殴り付けるなどして死亡させた傷害致死の事案（以下「傷害致死事件」という。）であり，その後，懲役５年６箇月の刑が言い渡された。それらの法廷の率直な感想を伺いたい。

（委員）

傷害致死事件を傍聴したが，検察官の立証については，被害者の傷病名について医者のカルテをそのまま読み上げるなど，説明が長く，非常に分かりづらかった。弁護人の立証については，情状証人の証言中，被告人に不利な事情が出てきてしまい，弁護人としての立証もうまくいっていなかったと感じた。

（委員）

傷害致死事件を傍聴したが，傍聴していて内容が分かりづらいところがあったため，裁判員の方は，あの法廷の中での情報できちんと判断ができるのかと疑問に思った。私自身，後に新聞での報道を見て理解した点もあった。また，事件を傍聴していて，被告人には介護疲れがあったのではないかと感じたが，その点の弁護人の立証がうまくいっていなかったと感じた。

（委員）

傷害致死事件を傍聴した。裁判員の方は、法廷外でいろいろと説明を受けているとは思いますが、自分が裁判員になったときに、あのような状況で判断していかなければならないのは大変だと感じた。

(委員)

傷害致死事件を傍聴したが、検察官及び弁護人の立証等についても同様な感想を持った。裁判員裁判の場合、特に一審を重視するという最高裁の意向が示されたため、裁判員裁判で核心をついた議論がなされなければ、裁判員の方も判断しづらく、怖いという印象を受けた。全部が全部、裁判員裁判がいいのだろうかという疑問に感じた。

(委員)

強盗致傷事件を傍聴した。傍聴した事件では、検察官が証人尋問を行っていたが、事件を時系列で丁寧に追って、質問を繰り返し、裁判員に分かるように一つ一つ確認していて、分かりやすかった。しかし、専門用語を使った冒頭陳述は、裁判員の方も理解するのに苦労したのではないかと思った。

裁判員裁判において、裁判員の年齢構成や男女比、社会経験の差は、事件に大きく響くと思うが、辞退する人が、仕事があって裁判員を引き受けられない年代の方々だとすると、裁判員に偏りが生じるのではないかと感じた。

また、今回事件の被害者が傍聴席にいたが、今までは裁判官、検察官、弁護人の世界の中での傍聴ということだったが、裁判員裁判は、裁判員にも全て事実が分かってしまうので、被害者の方の心情について考えさせられた。

今回、いろいろな場面で裁判を分かりやすくする努力は感じられたが、傍聴人に対する分かりやすさと、裁判員に対する分かりやすさでは違いがあると感じた。

(委員長)

モニターに写真を映す際、大型モニターには映さず、裁判員の手元のモニターにだけ映すという状況があり、傍聴席からは分かりづらかったと思われる。この点は、プライバシーに関わることについては大型のモニターには映さないという運用になっており、そういうものに関係なく見せてもよいものについては大型モニターに映すというように仕分けができていようだ。

(委員)

強盗致傷事件を傍聴した。事件そのものも分かりやすかったが、検察官の弁論が時系列に沿っていて、裁判員に配慮しながら十分に理解してもらおうという気持ちが良く伝わってきた。

(委員)

強盗致傷事件を傍聴した。裁判は、丁寧な説明で、傍聴していて分かりやすかった。裁判員の方も分かりやすかったのではないかと思う。

裁判員は、人生経験の差で判断が随分違ってくるのではないかと思うが、裁判員裁判に出やすい人が裁判員になるとすると、裁判員の判断が同じような傾向になってしまうのではないかという懸念がある。多忙な人も裁判員になっていただくことで、適正な判断が下されるようになり、また、多忙な人の方がいろいろな選択肢を持っているのではないかと考える。

(委員)

裁判員候補者として、実際に呼出しを受けて参加して下さる方は、仕事がない方だけではなく、お勤めの方も相当いる。30代から50代くらいで、職場で中心になっている方も多く、職場に提出しなければならないので出頭を証明する書類をくださいと言う方がかなりいる。実際に呼出しを掛けた段階では、忙しいのでもう呼ばないでくれと言う方もいるが、最終的に裁判員になる方は、職場の理解も得られて、自分自身参加してみたいということになっていただいている。

(委員)

委員の方々が傍聴した二つの事件の傍聴はしていないが、医者のカルテをそのまま読み上げるなど検察官の説明が分かりづらかったという御意見については、書証が採用されると全文朗読することが多く、そうすると専門用語が出てくるため、それをかみ砕いた分かりやすい証拠を作るという努力も必要なのではないかと感じた。

傷害致死事件については、介護疲れによるやむにやまれぬ事件なのか、短絡的な事件なのかというところが実質的な争点であったため、そこに光を当てて分かりやすく説明して立証するようにあらかじめ指導をしていた。それがどれほどできたか分からないが、判決結果を見る限り、当初意図する情状のポイントは大筋説明できたのではないかと思っていた。しかし、先ほど委員の方々から御指摘を受けたので、更に分かりやすい立証に努めなければいけないなと思った。

強盗致傷事件では、共犯者の証人尋問が行われたが、検察官としては、誰が首謀者かという相当重い情状的な意味がある点で被告人と共犯者の供述に食い違いがあったため、どちらの言い分が正しいかというところを正しく理解してもらうように立証するよう指導していた。委員の方々から、検察官の主尋問自体は分かりやすかったとの御意見をいただいたが、結局、被告人も共犯者と同様に10年の判決であったため、両事件に特段の差はなく、検察官の情状に関する意図は、判決に関しては実を結ばなかったようであった。

(委員)

傷害致死事件の弁護人の立証がうまくいっていなかったという御意見に関しては、現実にどうしてそのような立証になってしまったのかは分からないが、一般論として、証人が舞い上がってしまい、法廷で、聞いていた話と違う話が出てきてしまうということは割合ある。そういう場合に立証がうまくいかないということがないよう、今後研修していく必要があると思う。

(委員)

傷害致死事件について、証人は被告人の親族であるとともに被害者の肉親でもあるため、こういう方を証人として申請する場合は、被害感情があるので注意して尋問しなければならない。弁護人としては、一方では被告人に有利になるようにいろいろ打ち合わせをしていくが、こういう質問には答えてはいけないだとか、本当はこういうことだけどうしようということはやらないので、有利な面も不利な面もあるが、証人が出ることで体が重要と考えている。

裁判員裁判の分かりやすさの点について、裁判員裁判が始まって以来、弁護人に対する評価が一番低く、ますますその傾向が強くなっているが、一方で弁護人の限界という面と、もう一方では訓練が足りないため、弁護士によってばらつきが出てしまうというところの反映だと考える。弁護士は、各自の研修に任されているところがあり、率直に言えば、対

応能力の高い弁護士もいれば、そうでない弁護士もいる。昔の裁判官裁判時代は、多少弁護が下手でも、だいたい量刑が相場に落ち着いていた傾向にあったと思うが、裁判員裁判になって、量刑の幅が広がった印象があり、そうすると弁護の善し悪しが量刑にストレートに響いてくる傾向があるように思う。その辺のところが、分かりやすい、分かりにくいという話に反映してきているとすれば、弁護士はもう少し力を鍛えていかなければいけないと思う。

強盗致傷事件については、今回のように共犯者間で誰が主犯かについて争いのある事件は非常に多いので、原則として共犯事件では、別の弁護士を付けるようにしており、裁判所にも別の弁護士を付けるようお願いをしている。また、どちらが言い出したかという話は、とても難しく、細かいところで話が違いため、恐らく裁判員の方も悩まれたのではないと思うが、結果的に同じになったのは、裁判員の方が、要するに同じだろうという判断をされたのだと思った。

(委員)

裁判員の方は、男女間の性別や年齢は関係なく、くじ引きでなっているのか。

(委員長)

最後はくじ引きなので、たまたま全員男性の場合もあったり、逆に全員女性ということもある。

(委員)

年齢も偏ることがあるとすると、裁判員によって判断が偏ることがあるのではないか。

(委員)

年齢、性別によって判断の傾向があるかというところはつかめていないが、個人それぞれいろいろな考えをお持ちなので、世代が同じだから意見がまとまりやすいというわけではない。

(委員)

争いのある事件だと、審理に2週間くらいかかることもあるが、そうすると男性で管理職的なことをやっている方はかなりきついように思う。現実には職場の理解がかなりないと難しいと感じる。

(委員長)

いただいた貴重な御意見を今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたい。

○「労働審判制度」の意見交換に先立ち、ビデオ「労働審判手続の概要」のうち、手続進行の概略を把握するために必要な部分を約15分間視聴し、続いて前橋地方裁判所の西口元委員から、労働審判制度について説明があった。

(委員長)

それでは、ビデオの視聴及び労働審判制度の説明を踏まえて、質問や意見があればお出しいただきたい。

(委員)

前橋地裁で新受事件数が多い理由は何か。

(委員)

もともと労働事件が多いということもあるが、この制度ができた時に弁護士の一部が素晴らしい制度と受け止め、群馬の労働関係を得意とする弁護士が積極的に申立てをした結

果、群馬が突出したのではないかと考える。裁判は長くかかり、労使にとって大変な負担となるため、労働者側にとってのみでなく、使用者側にとっても良い制度であると思う。

(委員長)

労働審判員は、労働者側は労働者側団体から、使用者側は使用者側団体からそれぞれ推薦があり、その推薦に基づいて最高裁で任命している。

また、平成23年の当庁のデータによると、管轄の基準となる相手側の住所は、45パーセントが前橋、次いで太田が21パーセント、高崎が19パーセント、桐生が14パーセント、沼田が0という結果が出ている。

(委員)

労働審判事件は、平成21年がピークとなっており、その原因としてリーマンショック後の労働問題が随分あったのではないかと考えるが、就業形態は派遣が多いのか。

(説明者)

統計はとっていないが、感覚としては派遣が結構あると感じる。

また、労働審判員は労働者側及び使用者側からそれぞれ選ばれているが、議論をすると意見が一致することが多い。

(委員長)

使用者側の審判員が使用者に厳しく、労働者側の審判員が労働者側に厳しいと言われていようであるが、そういう傾向はあるのか。

(説明者)

そういう傾向にあると感じる。

(委員長)

全国的には、労働審判の調停成立の割合が70パーセントであるが、なぜ前橋は58パーセントと低いのか。

(説明者)

私たちの努力が足りないということもあるが、話し合いで解決できるような事案が少ないということもあると考える。

(委員)

前橋の件数が多いという点について、現在県労働局の個別労働関係紛争あっせんをしているが、太田の事案も相当多いと感じる。

なお、労働審判が普通の裁判と比べて調停成立率が高いのは、回数制限が相当効いているからではないかと感じる。個別労働関係紛争あっせんも、原則1日しかやらないため、今日で終わり、後は裁判してもらうかあきらめるかという話になると、双方とも収束していく感じになる。事件の内容も金銭関係で成立しやすいということもあるが、私が担当した事件で今まで不成立になったのは二、三件しかない。労働審判も原則3回という制限があるため、それに向けて双方が相当努力しているのではないと思う。

(委員)

労働審判の調停成立の割合が7割と高い点については、解雇の事案の場合、どうしても職場に復帰するんだという要求を持っている人だと、労働審判で職場復帰はなかなかできないので、最初から訴訟をやるが、解雇でいいからいくらお金がもらえればいいという本音の方が多く、そういう方が申し立てるので、その結果金銭解決で終了することが多い

だろうと実感している。逆に言うと、最初から民事訴訟をやるのか、労働審判を申し立てるのかによって、労働者の本音はこんなところにありますよというシグナルが出ていると言える。労働審判を申し立てるということは、ある程度妥協の余地がありますよということを最初から示しているという面がある。

(説明者)

裁判官が入っているということも少なからず影響があるか。

(委員)

ものすごく大きな影響があると思う。裁判官の判断がある程度出ると、しょうがないかなというあきらめの方向に移ることが多い。調停案が3回で出るということは当事者にとっては重要なことだと考える。

(委員)

商工業者の中でも案件は相当あるため、労働審判手続を利用したいと感じた。3回で解決していただけるのであれば、私たちにとってありがたい制度だと思った。また、この辺が落としどころというのは、お互いに納得できることも多いが、相対でやっているとなかなか上手いかわからないので、このように判断が出るとすっきりすると思う。

(委員)

労働審判制度の中で、労働者から会社が受けた損害額を、支払うべき給与や退職金から金銭的に相殺できるのか。

(委員)

会社から損害額の請求を主張してもよいが、それだと調停はまとまらないと考える。その場合、こういうことがあるのだから、最終的に会社から支払う金額は少額でとどめておきましょう、その代わり損害賠償請求はなしにしましょうという解決がよくあるパターンだと思う。会社側からもどっさり損害賠償請求権があるんだという主張が反論としてなされることがよくあるが、それも含めて全体解決を行い、会社側の請求権だけが残るという解決は現実的でなく、調停としては成立しないだろうと考える。

(委員長)

今の説明は実際上そうだという話で、法律上は、労働者個人と事業者との間の個別労働紛争であれば労働審判の対象となる。ただ、労働審判にふさわしい事件かどうかということになってくると、先ほどの会社から損害額を請求するというのはふさわしいとは言えないという意見だと思う。

(委員)

会社の方から損害賠償を請求できるのか。

(説明者)

請求できるが、事例としてはほとんどない。

(委員)

解雇の事案の場合、お金で解決するということになると、金額はいくらくらいが多いか。

(説明者)

未払賃金の三、四か月分くらいが多いと感じる。

(委員)

少し前の労働局の統計では、4か月くらいが多いようであるが、最近はそこまで出せない

い会社が増えていると感じる。

(説明者)

退職事由が会社都合か自己都合かで、失業手当の支払時期や金額が変わってくるため、退職事由を変えて、失業手当を早くたくさん払えるようにするという解決方法もある。

(委員)

前橋地裁の労働審判申立てに係る企業団体の規模はどうか。

(説明者)

統計はとっていないが、小さい企業が多く、運転手や工場の従業員が多いと感じる。

(委員)

いつも弁護士会からお願いしていることであるが、太田支部で労働審判を是非やってもらいたい。太田から前橋まで来るのは、従業員も大変であるし、会社もお互いに東毛地域にあるのに、労働審判のために前橋まで来なければいけないということが多い。労働審判員の確保などが大変だと思うが、是非検討していただきたい。

(委員長)

交通手段の問題や事件内容など、いろいろなことを考慮して現在の扱いになっており、全国的にも、支部は立川と小倉の2か所でしかやっていない。そういう御要望があるということは何っておく。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会の期日は、平成25年1月から2月を予定し、具体的な日程及びテーマについては追って連絡することとしたい。

以 上